

教 義 第 4 1 号  
令和 3 年 4 月 2 日

各市町村(組合)教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

交通事故・交通違反の根絶に向けた取組について (通知)

飲酒運転等、交通事故・交通違反の根絶については、教育を通じて全体に奉仕すべき公務員としての職務と責任の特殊性に鑑み、再三にわたり注意を喚起するとともに、令和 3 年 3 月 1 1 日付け「教職員の服務規律の確保等について」通知により、全ての職員に周知徹底を図るようお願いしたところであります。

また、4 月 6 日 (火) から春の全国交通安全運動が実施されます。

つきましては、服務規律の確保を一層強力に進めるため、昨年度と同様に各学校において職員総参加の下で、次の事項について自主的な取組が行われるよう、管下小中学校への御指導方特段の御配慮をお願いします。

なお、各学校での取組状況について、次により報告いただきたく、併せてお願いします。

○飲酒運転の根絶に向けた各所属の取組 (例)

- (1) 「安全運転の誓い」の制定
- (2) 自家用車及び公用車への「安全運転シール」の貼付
- (3) 「服務規律確保のための取組台帳」の作成
- (4) 「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3」への参加

○各小中学校における取組状況報告

- (1) 義務教育課への報告期限 4 月 2 6 日 (月)

※各教育事務所への提出は各事務所が指定した日までにお願いします。

- (2) 報 告 先 義務教育課人事担当 (各教育事務所経由)
- (3) 報告方法 別紙報告様式に記入

義務教育課 人事担当  
Tel.055-223-1757

## 交通事故・交通違反根絶に向けた取組実施要領

### 1 「安全運転の誓い」の制定について

各所属は、職員一人ひとりが交通法規を厳守するとともに、飲酒運転を根絶し、他にも厳にこれを許さないという固い決意を共有できるよう、職員総参加のもとで各所属独自の「交通安全の誓い」を定め、職員室や事務室に掲示する。

併せて縮小版を携行するとともに家庭にも掲示するなど、職場ぐるみ、家族ぐるみで取組を進める。

なお、参考例として別紙1を添付する。

### 2 自家用車及び公用車への「安全運転シール」の貼付について

各所属は、参考例（別紙2）をもとに、タックシール等を利用して「安全運転シール」を作成し、職員の自家用車や公用車の運転席から見え易い場所に貼付し、常に注意を喚起する。

### 3 「服務規律確保のための取組台帳」の作成について

各所属は、交通事故防止や飲酒運転根絶など服務規律の確保に向けて職場研修等を定期的に実施し、その状況を「服務規律確保のための取組台帳」（別紙3）に詳細を記録、保存するとともに、取組番号順に「服務規律確保のための取組台帳総括表」（別紙4）に記載し、各年度の取組状況を明確にする。

なお、管理主事等人事担当者が訪問の際に、随時各所属の取組状況を確認するとともに、効果的と思われる事例については、他校、他所属に紹介し、情報を共有化することにより、教育委員会全体として意識の高揚を図る。

### 4 「セーフティードライブ・チャレンジ123」への参加

5人1チームで123日間の無事故・無違反を競い合う。

※ これらの事項について、既に取り組んでいる学校、所属については、これまでの取組をより一層進めてください。